

今月の注目

「休憩」について考える

「休憩」とは・・・「労働者の権利」として、
労働から離れることを保障されている時間のことです。

労働時間	休憩時間
6時間まで	休憩なしでOK
6時間超～8時間	少なくとも45分
8時間超～	少なくとも1時間

「休憩」は・・・①労働時間の途中に ②一斉に ③自由利用 が原則です。

※「②一斉に」は、業種により一斉に与えなくてもいい業種があります。また、当該業種でなくても労使協定により一斉に与えなくても(交替休憩でも)OKです。

注意1

- (1)労働時間中の手待時間(指示待ち)
(2)電話当番 (3)来客当番
(4)物品等の監視をしている時間 など



自由利用が保障されていないため
休憩時間でなく「労働時間」です。

注意2

- (1)労働時間が6時間以下の者が残業等により6時間を1分でも超えた場合
(2)労働時間が8時間以下の者が残業等により8時間を1分でも超えた場合

➡(1)では休憩合計45分以上、(2)では休憩合計60分以上となるよう与える

<事務所より>

先月はセミナーの講師のお仕事を2つ「同一労働同一賃金について」と「年金を増やす8つの方法(FP協会)」をさせていただきました。経験が浅いので1つ1つが反省するところばかりですが、少しでもわかりやすくお伝えすることができるよう、今後も取組んで参ります。(11月も2つ予定があります)



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

 えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4 3番地 ☎ 0247-82-6265
https://www.eto-srgs.com/ Mail : info@eto-srgs.com